

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名 (件名) 地下埋設配管等漏洩点検役務
 - (2) 履行期間 契約締結日～令和8年12月25日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地及び陸上自衛隊那覇駐屯地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年5月28日 11時00分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 5月27日17時00分までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 消費税及び地方消費税(消費税及び地方消費税相当分を含む)は、請求金額が確定した段階で当該金額の10%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 上原 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	地下埋設配管等漏洩点検役務	那基LPS-X003031-2	
		承認	令和6年6月14日
		作成	令和6年6月12日
		改正	令和7年4月10日
			令和8年3月27日
作成部隊等名	第9航空団施設隊		

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊那覇基地における地下埋設配管等漏洩点検役務について適用する。

1.2 用語及び定義

本仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.3 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

建築保全業務共通仕様書及び同解説（令和5年版）

b) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について
（平成16年3月18日総務省消防庁通知・通達）

c) その他

営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

航空自衛隊那覇基地及び陸上自衛隊那覇駐屯地（細部は、調達要領指定書による。）

2.2 履行期間

調達要領指定書による。

2.3 役務内容

a) 本仕様書，調達要領指定書による。

件 名	地下埋設配管等漏洩点検役務
-----	---------------

- b) 作業の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。
- 1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、管理上、必要と認められる業務は本役務に含むこと。
 - 2) 契約相手方は、危険物の規制に関する規則第62条の6に規定する有資格者（危険物取扱者、地下タンク等に係る定期点検技術者講習修了者）に点検を実施させるとともに、当該有資格者の証明書を監督官へ提出すること。
 - 3) 危険物（燃料）の漏洩防止のため、点検の工程ごとに監督官の確認を受け、承諾を得ること。
 - 4) 本役務に使用する資器材及び消耗品は、契約相手方が準備すること。
 - 5) 点検結果等は、監督官の指示に従い、必要な点検データを整備し、提出すること。
 - 6) 本役務時に地下埋設配管等の機能を喪失させる場合は、機能喪失の処置が必要な日時について監督官と事前に協議すること。
 - 7) 作業中に不具合を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、適切な措置を講ずること。

3 品質保証

3.1 監督・検査

- a) 各建物への移動及び執務室等への出入りは、原則として監督官立会いのもと行う。
- b) 契約相手方は、業務責任者を定め監督官へ通知すること。
- c) 検査は、監督官の指示に従い検査官の確認を受けること。

3.2 保証

本役務中に不具合が発生し、その原因が契約相手方の責によると認められた場合、契約相手方は無償で適切な処置を行うこと。ただし、責任の判断は、官側と協議のうえ決定する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

本役務に必要な次の書類は、監督官の指示する様式により、指定した期日までに提出すること。

- a) 着手届
- b) 業務責任者設定通知書及び主任技術者設定通知書
- c) 業務責任者及び主任技術者略歴書
- d) 点検実施要領書及び点検実施結果報告書
- e) 予定工程表及び実施工程表
- f) 使用材料承認願

件 名	地下埋設配管等漏洩点検役務
-----	---------------

- g) 資格証明書（写し）
- h) 使用器材等定期点検証明書（写し）
- i) 役務完成通知及び役務完成検査願
- j) 役務状況写真
施工写真の撮り方は、**営繕工事写真撮影要領**を基準とする。
- k) その他監督官が指示する書類

4.2 秘密保全

- a) 本役務契約により知り得た自衛隊及び基地に関する情報は、他に漏洩及び転用してはならない。
- b) 基地内への立入り（入出門の手続き等）及び基地内での行動は、航空自衛隊那覇基地諸規則及び監督官の指示に従うこと。
- c) 携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合又は使用する場合は、監督官の指示に従い適切な保全処置を行うこと。
- d) 書類の作成を行うパソコン等は、情報の流出防止に万全を期するため、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

4.3 安全管理

- a) 業務責任者は、作業場所の整理整頓を心掛け、火災及び安全管理並びに盗難等の事故防止に万全を期すること。
- b) 各作業場所では、常時連絡可能な体制をとること。
- c) バルブボックス（ピット）等に立ち入る際は、十分な換気を行うとともに、酸素濃度測定及びガス検知測定を実施し、安全を確認すること。
- d) フランジ、バルブの取付けを実施する際は、防爆工具を使用すること。
- e) 基地内の既存施設の保護に十分注意を払い、故意又は過失により破損した場合は、契約相手方の負担において原状に復旧すること。

4.4 疑義

本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度官側と協議する。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	施設-19
	調達要求年月日	令和8年4月28日
	作成部課	第9航空団施設隊
	作成年月日	令和8年3月12日
品名	地下埋設配管等漏洩点検役務	
仕様書番号	那基LPS-X003031-2	
指定事項：		
2.1 履行場所 点検場所の細部は、図1～図7のとおり。		
2.2 履行期間 契約締結後～令和8年12月25日		
2.3 役務内容		
a) 本役務の対象施設等は表1のとおりとし、点検箇所の細部は、表2～表7のとおり。		
表1-対象施設		
対象施設	点検箇所	
パイプライン (A) ^{a)}	那覇軍港内3Aピット～燃料小隊前フィルタースタンド間の地下埋設配管	
パイプライン (B, C) ^{b)}	No. 1, No. 2 ポンプ室～充填スタンド間の地下埋設配管	
覆土式タンク地下埋設配管	#80, #81, #82, #83, #84 タンクの受入管 #80, #81, #82, #83, #84 タンクの払出管	
屋外タンク地下埋設配管	#825	
地下タンク地下埋設配管	8箇所 (#360, #600, #14, #911, #1919, #95, 地上燃料スタンド×3基, #641)	
地中式屋外燃料タンク地下埋設配管	#85タンクの受入管 #85タンクの払出管	
注 ^{a)} 那覇軍港内への立入りなし ^{b)} 埋設配管		
b) 埋設配管に使用するパッキンは、アスベスト非含有のものとし、使用圧力及び燃料の種類に応じた適正なものを選定すること。		
c) フランジ (配管継手) のボルトナットは、適正なトルクを確認のうえ、燃料漏れを生じないように締め付けること。		

表2-パイプライン(A)点検内容

項目	内容
残油抜き取り	ピグ発射装置(A)からピグ受入装置配管内に、窒素ガスを用いて200Aピグを圧送し、配管内の残油を監督官の指示するタンクへ圧送する。また、点検器材を取付ける前に配管内の残油抜き取りを行う。
漏洩点検	ガス加圧法(窒素ガス)により、配管内を0.8MPaまで加圧し漏洩点検を行う。
残ガスの放出	点検後の残ガス(窒素ガス)は、大気中に放出する。
消耗品交換	消耗品は、すべて新品と交換する。
参考情報	
燃料種別	JETA-1
管種・管径	STPG40 200A
パイプライン (A)配管距離	那覇軍港内3Aピット～No.22VB(バルブボックス) 70m
	No.22VB～ピグ発射装置(A) 10m
	ピグ発射装置(A)～ピグ受入装置(A) 5,310m
	ピグ受入装置(A)～燃料小隊No.1ポンプ室前 60m

表3-パイプライン (B, C) 点検内容

項目	内容
残油抜き取り	パイプライン (B, C) のピグ発射装置からピグ受入装置配管内に、窒素ガスを用いて200Aピグを圧送し、配管内の残油を監督官の指示するタンクへ圧送する。また、点検機材を取付ける前に配管内の残油抜き取りを行う。
漏洩点検	ガス加圧法 (窒素ガス) により、0.5MPaまで加圧し漏洩点検を行う。
残ガスの放出	点検後の残ガス (窒素ガス) は、大気中に放出する。
消耗品交換	消耗品は、すべて新品と交換する。
参考情報	
燃料種別	JETA-1
管種・管径	STPG38 200A
パイプライン (B, C) 配管距離	(B) No. 1, No. 2 ポンプ室～アンローディングスタンド 979m (C) No. 1, No. 2 ポンプ室～フィーリングスタンド 813m

表4-覆土式タンク地下埋設配管点検内容

項目	内容		
漏洩点検	No. 1, No. 2 ポンプ室～各覆土式タンク間の埋設配管内をガス加圧法(窒素ガス)により, 0.8MPaまで加圧し漏洩点検を行う。また, 必要に応じ, 各タンクの隧道内で受入, 払出管のフレキシブル継手を取り外し, 閉止フランジを取付け, 配管を密閉する。		
残ガスの放出	点検後の残ガス(窒素ガス)は, 大気中に放出する。		
消耗品交換	消耗品は, すべて新品と交換する。		
参考情報			
燃料種別	JETA-1		
管種・管径	STPG40 200A		
配管距離	受 入 管	No. 1, No. 2 ポンプ室～#80タンク	205m
		No. 1, No. 2 ポンプ室～#81タンク	374m
		No. 1, No. 2 ポンプ室～#82タンク	528m
		No. 1, No. 2 ポンプ室～#83タンク	543m
		No. 1, No. 2 ポンプ室～#84タンク	427m
	払 出 管	#80タンク～No. 1, No. 2 ポンプ室	205m
		#81タンク～No. 1, No. 2 ポンプ室	374m
		#82タンク～No. 1, No. 2 ポンプ室	528m
		#83タンク～No. 1, No. 2 ポンプ室	543m
		#84タンク～No. 1, No. 2 ポンプ室	427m

表5-屋外タンク地下埋設配管点検内容

項目	内容
残油抜き取り	点検器材を取付ける前に、配管内の残油を携行缶等に抜き取る。
漏洩点検	微加圧法（窒素ガス）により、2 KPa まで加圧し屋外タンクの埋設配管部分の漏洩点検を行う。
残ガスの放出	点検後の残ガス（窒素ガス）は、大気中に放出する。
消耗品交換	消耗品は、すべて新品と交換する。
参考情報	
点検場所	# 8 2 5
燃料種別	軽油
屋外タンク容量	1. 9KL
管径	2 0 A
配管距離	5 1 m
サービスタンク	1 基

表6-地下タンク地下埋設配管点検内容

項目	内容
残油量の確認	タンク内の残油量を測定し、液面から地下タンク上端までの気相部の高さが400mm以上であることを確認し、点検を開始すること。
漏洩点検	地下タンク気相部及び地下埋設配管は、微加圧法（窒素ガス）により、2KPaまで加圧し漏洩点検を行う。地下タンク液相部は（一財）全国危険物安全協会が性能評価した方法とする。
残ガスの放出	点検後の残ガス（窒素ガス）は、大気中に放出する。

参考情報

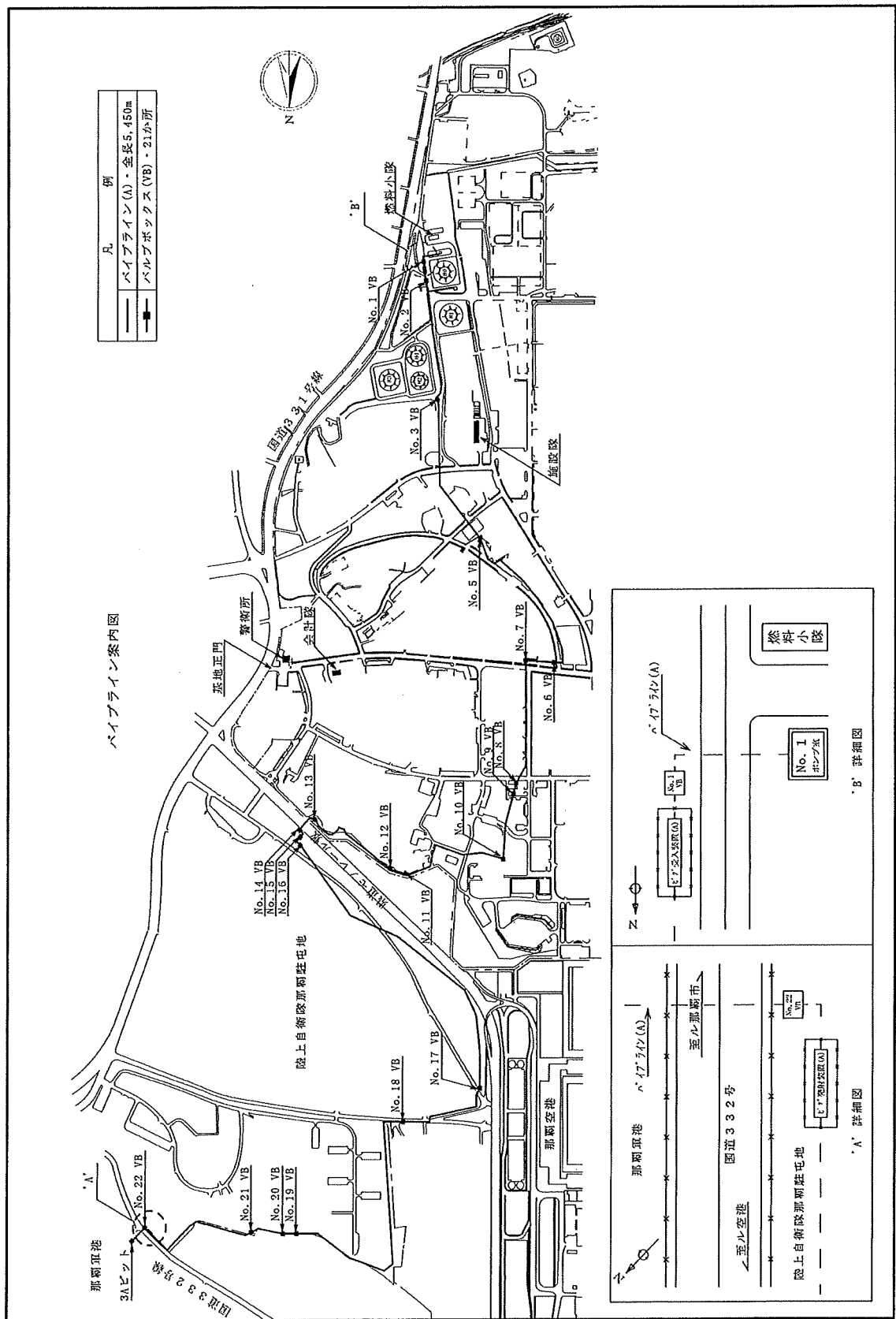
点検場所	配管径 (A)	配管距離 (m)	容量 (KL)	サービスタンク基数	燃種	
#360	25 (OS)	10	6.0	1	軽油	
	25 (OR)	10				
#600	25 (OS)	26	25.0	1		
	25 (OR)	26				
	25 (OS)	24		1		
	40 (OR)	24				
#14	20 (OS)	7	1.9	1		
	40 (OR)	8				
#911	25 (OS)	5	1.9	1		
	40 (OR)	5				
#1919	20 (OS)	11	30.0	1		重油
#95	25 (OS)	7	1.9	1		軽油
	25 (OR)	7				
地上燃料スタンド	80 (OS)	20	40.0	/	ガソリン	
	40 (OR)	39				
	80 (OS)	18	40.0			
	65 (OR)	48				
	80 (OS)	14	20.0		軽油	
	40 (OR)	29				
#641	32 (OS)	27	20.0			1
	50 (OR)	27				

表7-地中式屋外燃料タンク地下埋設配管点検内容

項目	内容
残油抜き取り	ピグ発射装置からピグ受入装置配管内に、窒素ガスを用いて200Aピグを圧送し、配管内の残油を監督官の指示するタンクへ圧送する。また、点検器材を取付ける前に配管内の残油抜き取りを行う。
漏洩点検	埋設配管内をガス加圧法（窒素ガス）により、0.8MPaまで加圧し漏洩点検を行う。
残ガスの放出	点検後の残ガス（窒素ガス）は、大気中に放出する。
消耗品交換	消耗品は、すべて新品と交換する。

参考情報

点検場所	#85タンク	
燃料種別	JETA-1	
管種・管径	STPG40 200A	
配管距離	受入管	No.3ポンプ室～#85燃料タンクポンプピット 213.6m
	払出管	#85燃料タンクポンプピット～フィルターセパレーター 195.2m



凡 例	
	パイプライン(A)・全長5,450m
	バルブボックス(VB)・21か所

図1-パイプラン(A)案内図

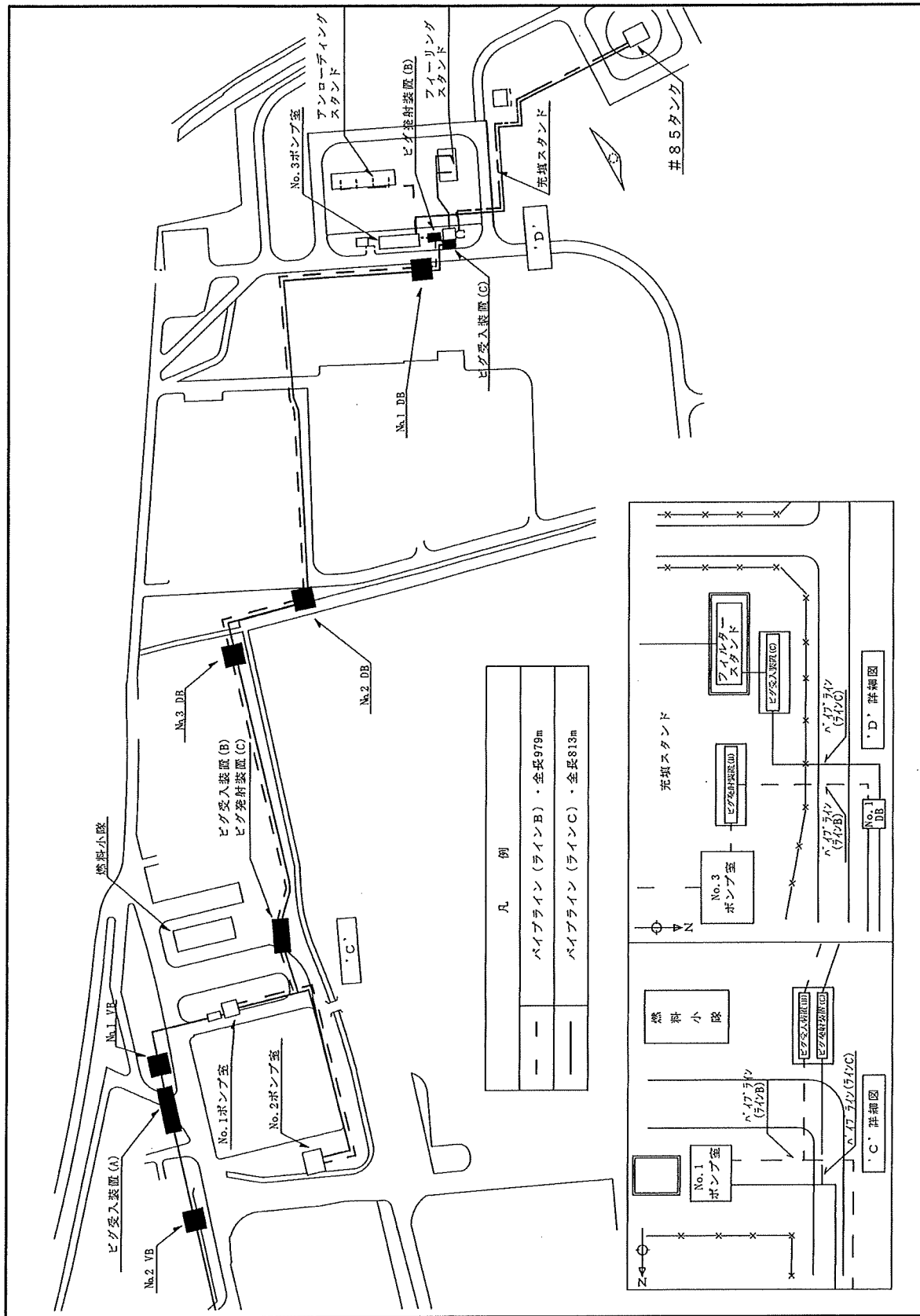


図3-パイプライン (B, C) 詳細図

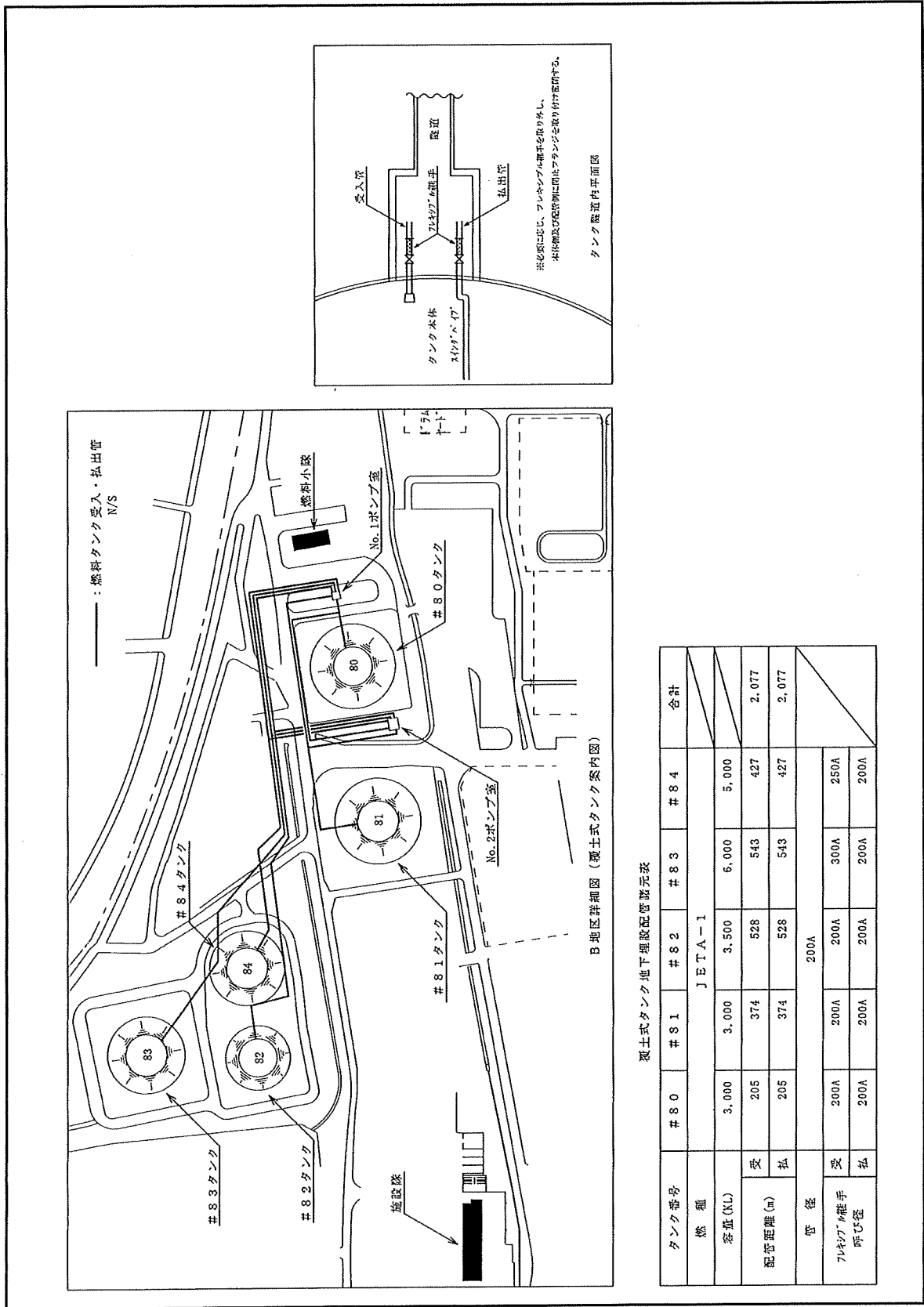
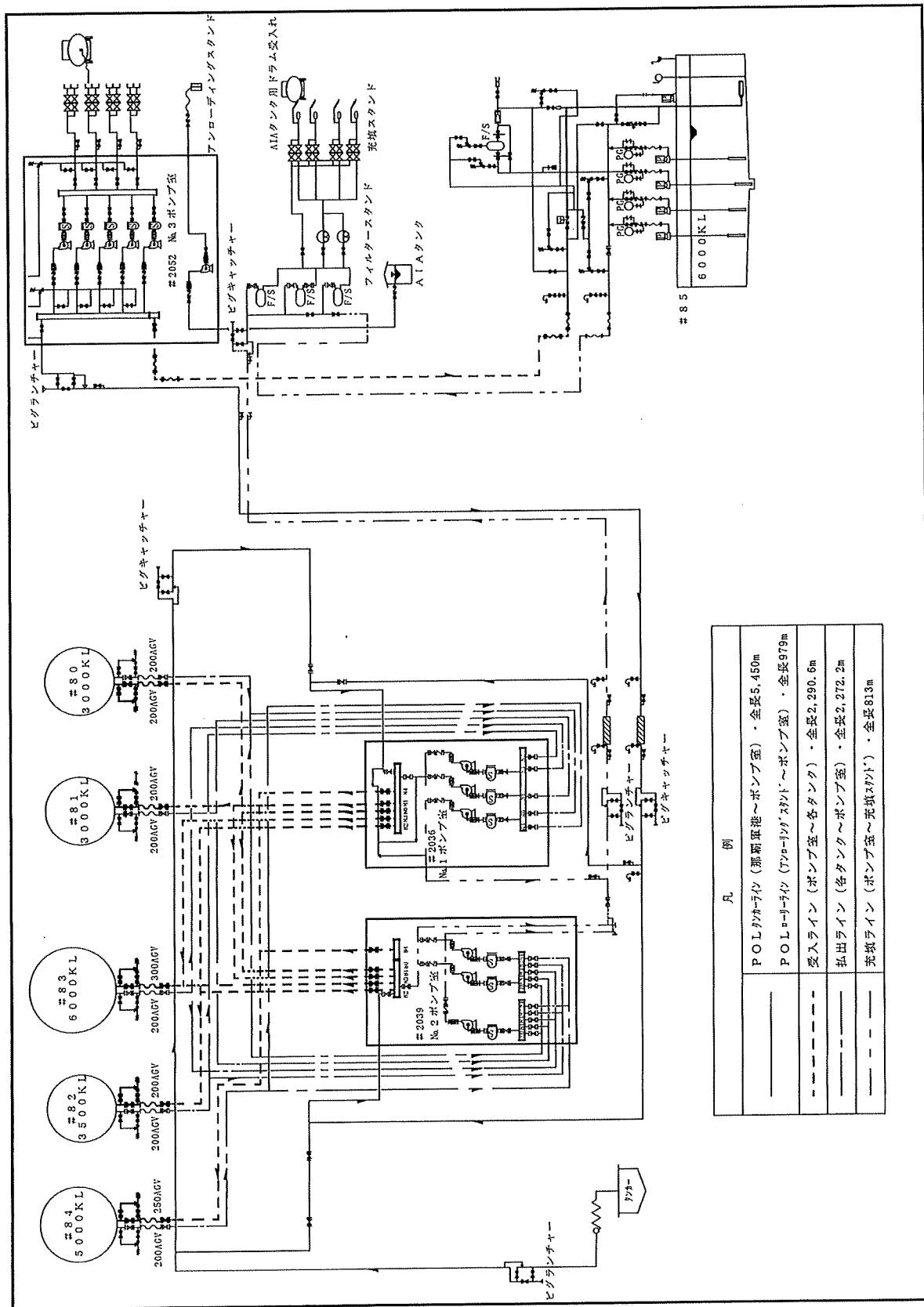


図4-覆土式タンク地下埋設配管詳細図



凡 例	
---	POLカホーイ (那覇軍港~ポンプ室) ・全長5,450m
---	POLホーイ (TPO-1101'30"~ポンプ室) ・全長979m
---	受入ライン (ポンプ室~各タンク) ・全長2,290.6m
---	払出ライン (各タンク~ポンプ室) ・全長2,272.2m
---	赤坂ライン (ポンプ室~充填スタンド) ・全長813m

図5 覆土式タンク地下埋設配管系統図

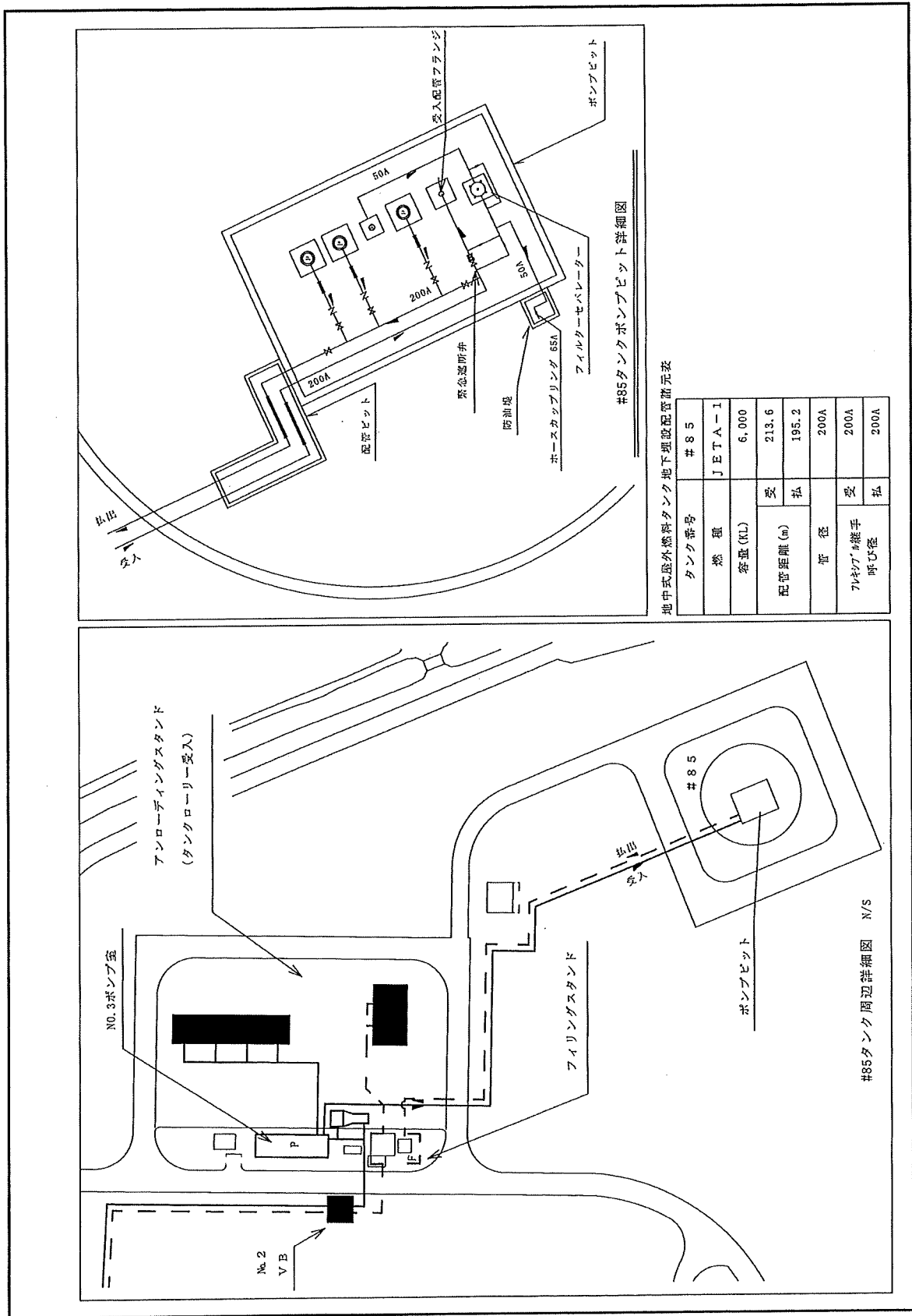


図7ー地中式屋外燃料タンク地下埋設配管詳細図

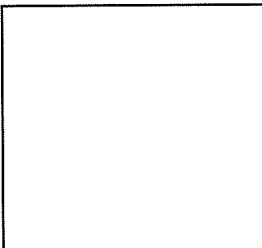
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件名 : 地下埋設配管等漏洩点検役務

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年5月28日

住所

委任者 社名

氏名

①

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治 殿